

若桜町監査告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年5月8日

若桜町監査委員 藤原重明

同 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年4月27日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 総務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
また、外郭団体等の資金管理状況、若桜町ホームページの更新状況を確認した。
 - 平成29年度若桜町職員研修計画について
 - 所管事務の状況について
- 4 監査の着眼点 (1) 職員研修は、適切に行われているか。
(2) 外郭団体等の資金管理状況は、適切に行われているか。
(3) 若桜町ホームページの更新は、遅滞なく行われているか。
- 5 監査の結果 (1) 職員研修について
公会計制度導入に伴う研修も必要であり、全職員を対象に実施されたい。
(2) 外郭団体等の資金管理状況について
全部署より回答を得たが、通帳、印鑑、切手等の管理は牽制体制がとられていない。不祥事につながらないよう速やかなチェック体制の確立が望まれる。
(3) 若桜町ホームページの更新について
ア 昨年度のアクセス数は約86万件もある。新年度に入り約1ヶ月経過したが、古い情報が見受けられる。速やかに更新をされたい。(例：町営バス、木質バイオマス、29工

房、若桜町へのアクセス、わが町自慢のイベントを体験！
等)

イ トップページ下部のバナーについて、町が出資及び補助している団体等を上位にする等、掲載順を工夫されたい。

(4) 若桜町公共施設等管理計画を今後の施策に活用されたい。

以上